

バラスト水交換時における船橋視界に関する事項

改正規則等

鋼船規則 W 編
鋼船規則検査要領 W 編

改正事項

バラスト水交換時における船橋視界に関する事項

改正理由

2006 年 5 月に開催された第 81 回海上安全委員会（MSC81）において，バラスト水交換時における船橋視界の取り扱いを明確にする SOLAS 条約第 V 章の改正が，決議 MSC.201(81)として採択された。改正された要件は，2010 年 7 月 1 日に発効することとなっている。

今般，決議 MSC.201(81)に基づき，関連規定を改めた。

併せて，海面の見通しに関する要件を免除できる一時的な喫水又はトリム状態が明確になるよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) バラスト水交換時の経過状態においては，船橋視界に関する要件に適合する必要がある旨規定した。
- (2) 海面の見通しに関する要件を免除できる一時的な喫水又はトリム状態を明記した。